

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 6年 4月 3日

北海道立北の森づくり専門学院長 土屋 禎治

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

北海道立北の森づくり専門学院PR 委託業務

### (2) 業務の目的

北海道立北の森づくり専門学院(以下「学院」という。)の入学者確保に向けて、道内外の高校生や大学生とその関係者、またUターン層などをターゲットに学院の学習内容、学生生活や本道の林業・木材産業などの魅力を明確かつ強くアピールするとともに、卒業後の就業イメージを広く発信し、学院の認知度の向上及び入学意欲への動機付けを行い、多くの入学志望者を獲得することを目的とする。

### (3) 業務の内容

学院の概要や魅力、出願日程等の発信や林業・木材産業の紹介を行う動画やポスター等のPR資材の作成・発送、及び作成したツールなどを活用した、大型ビジョンやWeb 広告、新聞広告など多様な媒体を効率的かつ効果的に活用した学院PR

#### 【委託項目】

##### ア PR資材の作成・発送

- ① ポスター作成 : 520 部  
(A1: 2パターン 各260部)
- ② 学校案内パンフレット作成 : 5,000 部  
( A4仕上がり観音開き : 2,000 部  
A4 三つ折り : 小学生向け、中学生向け、社会人向け各 1,000 部 )
- ③ イベント用リーフレット作成 : 1,000 部  
(A4 : オープンキャンパス用、生徒募集用 各500部)
- ④ 動画作成 : WEB 広告用 [15 秒程度]  
学習内容の紹介及び学院説明用 [1 分・5 分程度]
- ⑤ ポスター及びパンフレット発送  
発送先 : 道内高校、道内市町村、各振興局林務課・森林室  
( ポスター : 計 計 230 箇所  
パンフレット : 計 485 箇所 )

##### イ 広告媒体によるPR

- ① 首都圏向け広告
- ② 北海道向け広告
- ③ 石狩管内向け広告
- ④ 上川管内向け広告

##### ウ 本業務を円滑に遂行するために必要となる業務

##### エ 報告書の作成

業務実施結果をまとめた報告書の作成

※ 詳しくは企画提案指示書をご覧ください。

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

### (5) 納入場所

北海道立北の森づくり専門学院

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
    - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - (イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
    - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者ではないこと。
  - ケ 過去2年間に於いて国（事業団、独立行政法人及び国立大学法人を含む）、地方公共団体又は民間事業者から本業務と類似した業務について請負実績のある者であること。

## 3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する課

北海道立北の森づくり専門学院教務課教務係

【連絡先】

〒078-8381 旭川市西神楽1線10号

電話：0166-75-6163

## 4 説明書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間  
令和6年4月3日（水）から同年同月16日（火）午後5時まで。  
なお、3における交付時間は、8：45から17：30まで（土曜、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 交付場所  
3に同じ。
- (2) 交付方法  
3で交付する。  
なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。  
(URL： <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kms/184544.html>)

## 5 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウに定めるところにより、参加表明書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 提出期限 令和6年4月16日（火） 午後5時
  - イ 提出場所 上記3に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年4月26日(金) 午後5時
- (2) 提出場所 上記3に同じ
- (3) 提出方法 上記5(1)ウに同じ

## 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

## 9 契約手続き

特定者を見積徴取の相手方に確定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

## 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者(公募型プロポーザル方式に参加しようとする者)の負担とする。
- (3) 企画提案説明会(プロポーザル審査会)を開催し、提案内容を聴取する。
- (4) この公示内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) このプロポーザル及び契約は、手続きの停止等があり得る。
- (6) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (7) 詳細は別添「企画提案説明書」による。